京都市立芸術大学ギャラリー@ＫＣＵＡ運営委員会規程

（平成２６年４月１日理事長決定）
（平成２７年８月１日一部改正）
（平成２９年７月１３日一部改正）
（令和３年９月１日一部改正）
（令和５年９月２７日一部改正）
（令和８年１０月１３日一部改正）

（設置）

第１条　京都市立芸術大学ギャラリー@ＫＣＵＡ（以下「ギャラリー@ＫＣＵＡ」という。）の事業等について審議し、ギャラリーの円滑な運営を行うため、京都市立芸術大学ギャラリー@ＫＣＵＡ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

⑴　ギャラリー@ＫＣＵＡ長
⑵　美術学部長及び美術研究科長
⑶　芸術資料館長
⑷　美術学部広報委員会委員長
⑸　音楽学部教員　１名
⑹　美術学部教員　１名
⑺　日本伝統音楽研究センター教員　１名
⑻　芸術資源研究センター所長又は専任研究員
⑼　事務局長
⑽　総務課長
⑾　附属図書館・芸術資料館学芸員　１名
⑿　ギャラリー@ＫＣＵＡ学芸員
⒀　附属施設事務長
⒁　その他、委員長が認めた者

（委員の任期）

第３条　委員の任期は１年とする。再任は妨げないが、職務上委員となる者を除き、引き

続き３年を超えることはできない。

２　前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、ギャラリー@ＫＣＵＡ長が務める。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（招集及び議事）

第５条　委員会の会議は、委員長が必要があると認めるときに随時招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、第２条各号に掲げる者以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（審議事項）

第６条　委員会は、ギャラリー@ＫＣＵＡに関する次の事項を審議する。

⑴　年間の事業の企画・運営に関する事項

⑵　使用に関する事項

⑶　展示の実施に関する事項

⑷　市民開放に関する事項

⑸　その他、運営に関する事項

（ギャラリー企画・申請展部会）

第７条　委員長は、ギャラリー@ＫＣＵＡでの展示内容を審査・調整するため、委員会にギャラリー企画・申請展部会（以下「企画部会」という。）を置く。

２　企画部会は、次の各号に掲げる者（以下「部員」という。）をもって構成する。

⑴　美術学部教員　２名

⑵　美術学部広報委員会委員長

⑶　ギャラリー@ＫＣＵＡ学芸員

⑷　附属施設事務長

⑸　その他、委員長が必要と認める者

３　部員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　部員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

５　部会に部会長を置き、部会長の選出は部員の互選による。

６　部会長は、部会を招集し、その議長となる。

（ギャラリー@KCUA 将来構想部会）

第８条　委員長は、ギャラリー@ＫＣＵＡの将来構想を検討するため、委員会にギャラリー@KCUA 将来構想部会（以下「将来構想部会」という。）を置く。

２　将来構想部会は、第２条に掲げる委員の中から委員長が選出した者及び委員長が必要と認める者をもって構成する。

３　部員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　部員に欠員を生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

５　部会に部会長を置き、部会長の選出は部員の互選による。

６　部会長は、部会を招集し、その議長となる。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、附属施設事務室において行う。

（補則）

第１０条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年７月１３日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年１０月１３日から施行する。